

地方独立行政法人神奈川県立病院機構契約事務取扱規程 新旧対照表 (案)

新	旧	改正理由等
<p>第1条 (略)</p> <p>(総長等の契約締結等の権限)</p> <p>第2条</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 本部事務局長(組織規程第7条に規定する事務局長をいう。以下同じ。)は、第1項各号に規定するもの以外の契約の締結について専決するものとする。ただし、会計規程第16条第3号に規定する予算執行に係る契約及び病院の予算に係る契約のうち本部で締結するものについては、<u>経営戦略部長</u>が専決するものとする。</p> <p>第3条～第18条 (略)</p> <p>(随意契約)</p> <p>第19条 会計規程第44条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) 次に掲げる契約の種類に応じ、予定価格(貸借の契約にあつては、予定貸借料の年額又は総額)がそれぞれに定める額の範囲内であるとき。</p> <p>ア 工事又は製造の請負(建物等の修繕を含む。)</p> <p style="text-align: right;"><u>400万円</u></p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(総長等の契約締結等の権限)</p> <p>第2条</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 本部事務局長(組織規程第7条に規定する事務局長をいう。以下同じ。)は、第1項各号に規定するもの以外の契約の締結について専決するものとする。ただし、会計規程第16条第3号に規定する予算執行に係る契約及び病院の予算に係る契約のうち本部で締結するものについては、<u>財務部長</u>が専決するものとする。</p> <p>第3条～第18条 (略)</p> <p>(随意契約)</p> <p>第19条 会計規程第44条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) 次に掲げる契約の種類に応じ、予定価格(貸借の契約にあつては、予定貸借料の年額又は総額)がそれぞれに定める額の範囲内であるとき。</p> <p>ア 工事又は製造の請負(建物等の修繕を含む。)</p> <p style="text-align: right;"><u>250万円</u></p>	<p>・組織再編により名称を改める。</p> <p>・地方自治法施行令の一部改正に伴い、随意契約の基準額上げを行う。</p>

新	旧	改正理由等
<p>イ 財産の買入れ <u>300万円</u></p> <p>ウ 物件の借入れ <u>150万円</u></p> <p>エ 財産の売払い <u>100万円</u></p> <p>オ 物件の貸付け <u>50万円</u></p> <p>カ アからオに掲げるもの以外のもの <u>200万円</u></p> <p>(2)～(10) (略)</p> <p>第20条～第31条 (略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和7年4月1日から施行する。</u></p>	<p>イ 財産の買入れ <u>160万円</u></p> <p>ウ 物件の借入れ <u>80万円</u></p> <p>エ 財産の売払い <u>50万円</u></p> <p>オ 物件の貸付け <u>30万円</u></p> <p>カ アからオに掲げるもの以外のもの <u>100万円</u></p> <p>(2)～(10) (略)</p> <p>第20条～第31条 (略)</p>	